

ジュゴンを国内希少野生動植物種に選定することを求める意見書

沖縄がアメリカから日本へ返還された昭和 47 年 5 月、ジュゴンが国指定天然記念物に指定されて以来、沖縄本島各海域においてジュゴンが確認されている。しかし、そのほとんどが死体漂着、刺網や定置網入網等による混獲で個体数が減ってきたものと思われる。

平成 10 年、名護市辺野古沖合においてジュゴンが確認され、その後の調査で 3 頭の個体が確認された。国際自然保護連合（IUCN）が 2 度にわたる保護勧告を行い、沖縄県では平成 17 年 11 月に「沖縄県の絶滅のおそれがある野生生物・レッドデータおきなわ（動物編）」の改訂版に絶滅のおそれが最も高い「絶滅危惧種 I A 類」に指定、さらに環境省が「2007 年版レッドデータ日本の哺乳類」で同類に指定。

小泉内閣において「沖縄ジュゴンの保護に関する質問主意書」（岩佐恵美参議院議員）への答弁で、「沖縄ジュゴンは種の保存法の国内希少野生動植物に選定されうる種に該当する」としている。

以上のことを踏まえ、名護市議会は、ジュゴンが「絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律（種の保存法）」の「国内希少野生動植物種」に選定するよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 27 日

沖縄県名護市議会

あて先：環境大臣、法務大臣